

敬語も「過剰」なものは及ばないが「よい」です。わたしはただ、まず症候群という付加価値をつけてか・・・。諦めず、リチェックしていただきます。

■ 卓話

「新世代について」
新世代奉仕委員長 宇野 史一



新世代についての話ですが、基本的ニーズは、健康、人間の価値教育、自己開発であると説いてます。それを受けたのが、インターアクト、ローターアクト、ローター青年養成プログラム、ローター青年交換です。

今までは新世代のことをよく理解していませんでしたが、今僕たちのやっていることを、次世代の人たちが継続していくことを、この新世代委員会はやっていかなくてはなりません。

いつまでも、仕事を通じ社会奉仕をしていくためには、新しい世代へ引き継ぎ世界平和を提唱していくことではないでしょうか。

新世代奉仕

各ロータリアンの責務は、年齢30歳までの若い人すべてを含む新世代の多様なニーズを認識し、つまりよりよき未来を確実なものとするために新世代の生活力を高めることにより、新世代に将来への準備をさせることである。すべてのクラブと地区は、新世代の基本的ニーズを支援するプロジェクトに着手するよう奨励されている。基本的ニーズとは、健康、人間の価値、教育、自己開発である。新世代のためのR-常設プログラムには、インターアクト、ローターアクト、ローター青年指導者養成プログラム、ローター青年交換がある。奉仕の機会に関する項目の内容（例えば、危機下の児童、健康管理、識字・計算能力向上）もまた新世代のニーズに取組むものである。

青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境をつくり、これを維持するよう務める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考慮し、肉体的、性的、および精神的な虐待から彼らの身を守るため、最善を尽くす責任がある。

青少年保護法の違反を怠った場合

ロータリー関係の青少年プログラムに關与し、青年保護法に違反した会員に対するいかなる申し立てにも、クラブは適切に対処しなければならぬ。R-理事会は、これを怠ったクラブの加盟を停止または終了されるべきである。

虐待およびハラスメントの防止

R-は、虐待およびハラスメントに対して、いかなる違反も法規適用する方針（ゼロ容認方針）を有する。すべてのロータリアン、クラブ、地区は、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」及び事務総長により作成された虐待及びハラスメント防止に関するR-の指針に従うべきものとされる。指針には、次の要件が含まれている。

1. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立てがあった場合には第三者による、徹底した調査が行われなければならない。
2. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての被害者となったロータリー青少年プログラムに關与するいかなる成人も、問題が解決するまでは、青少年との接触を一切断たなければならない。
3. 虐待のいかなる申し立てもいかなる違反も法規適用するR-方針（ゼロ容認方針）に則り、即刻、適切な法執行機関（警察等）に報告しなければならない。

4. 性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪であると宣告され、あるいはそれに関与したと認められたいかなるロータリアンについても、クラブは、その会員身分を最終しなければならぬ。性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したと認められたロータリアン以外の人は、ロータリーが関係する青少年活動に携わることを禁じられる。クラブは、ある会員が性的虐待またはハラスメントを行ったと知った場合、その人の会員身分を認めることはできない。

5. 性的虐待あるいはハラスメントの申し立ての調査で結論が導き出されなかった場合、青少年の参加者の安全および被告発者の保護のため、当人が将来関わる青少年を守るべく、さらなる保護措置が講じられなければならない。性的虐待あるいはハラスメントの申し立てが引き続き寄せられた場合、その成人は、ロータリーに關連して行われる青少年活動への関与を、永久的に禁じられたものとする。刑事上の罪あるいは民事上の罪にかかわらず、当該成人の存在は当該組織の評判を損なうものとなり、青少年によって有害となる可能性がある。これはまた、ほかの青少年からほかの告発から当該成人を守ることもなる。罪を問われ、後に嫌疑が晴れた当人は、

青少年プログラムへの参加への復帰を申請することができ、復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はなし。

新世代のための月間

年齢30歳までの若い人の育成を支援するすべてのロータリー活動に焦点を当てるために、9月は「新世代のための月間」に指定されている。ロータリー・クラブは、「各ロータリアンは青少年の模範」(Every Rotarian an Example to Youth) という標語を「新世代のための月間」中のクラブ会報や広報資料に使うよう奨励されている。

新世代のための会議

ロータリー・クラブは、地域社会レベルで、新世代の人々が地域の指導者に関心事を話し合い、希望、抱負を表明し、自分と地元地域社会の問題の解決策を探るための討論の場を提供すべきである。

障害のある青少年

青少年プロジェクトに障害者を参加させるべきである。ロータリー・クラブと地区は、障害者への奉仕経験を持つ既存団体に接触し、あらゆる援助を与えるべきである。長期・短期交換への参加を障害者に奨励し、援助する責任者として、地区青少年交換委員会1名を任命することを、R-理事会は力バナーに推奨している。

インターアクト

インターアクト・クラブは、奉仕と国際理解に貢献する世界的友好精神の中で相共に活動する機会を青少年に与えるために結成される。インターアクト・クラブに入会できる者は高校に在学中の学生または年齢14歳から18歳までの若い人である。新しいインターアクト・クラブの創立会員数は、最低15名であると推奨されるが、これは義務付けられているものではない。

目標

1. 建設的な指導力を養成し、自己の完成を図ること。
2. 他人に対する思いやりと、他人の力になる心構えを奨励し、これを実践すること。
3. 家庭と家族の重要性に対する認識を涵(かん)養すること。
4. 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養うこと。
5. 個人的成功のためにも、地域社会の改善のためにも、なほらには団体としての業績を上げるためにも、各人が責任を負うことがその基本であると強調すること。
6. すべての有用な職業は社会に奉仕する機会であるとして、その品位と価値を認識すること。
7. 地域社会、国家および世界の問題についての知識と理解を深める機会を提供すること。

8. 国際理解と全人類に対する善意を増進するために、個人として、また団体として、進むべき道を切り開くこと。

インターアクト・クラブは、一つのロータリー・クラブまたは複数クラブによって結成され、提唱され、かつ指導監督され、そしてガバナーによって確認された後、R-1の認定と承認を得て設立される。クラブの存続は、提唱ロータリー・クラブの不断の後援とR-1が継続して承認を与えるか否かにかかっている。R-1が設定した枠組みの下に、提唱ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブを結成し、その後指導と助言を与える責任を有し、そのすべての活動、方針ならびにプログラムを完全に統制し、かつ指導監督する。さらに、適切であれば、ロータリー・クラブは、インターアクト・クラブの認定状、メダル、ピン、インターアクトの記章入りシールをもってインターアクトを表彰するよう奨励されている。

インターアクト・クラブが学校を基盤とする場合、提唱ロータリー・クラブは、学校当局の完全な協力の下に、当該インターアクト・クラブを統制し、指導監督するものとする。インターアクト・クラブは、当該学校当局制定の全学生団体並びに課外活動に関する規定ならびに方針と同一のものに従わなければならない。ロータリー・

クラブは、教育機関を基盤とするインターアクト・クラブのほか、地域社会に基づくインターアクト・クラブをも提唱するよう奨励されている。

インターアクト・クラブは、インターアクト会員の居住地またはインターアクト会員が通学する学校のある地域に所在するロータリー・クラブにより提唱されなければならない。

ロータリー・クラブ

ロータリー・クラブは、青年男女が個々の能力の開発に当たって役立つ知識と技能を高め、それぞれの地域社会における物質的、あるいは社会的なニーズと取り組み、親睦と奉仕活動を通じて全世界の人々の間により良い信頼関係を推進するための機会を提供するものである。ロータリー・クラブは、提唱ロータリー・クラブの近隣地域内に居住、または就職あるいは就学している18歳から30歳までの青年によって構成される。会員が30歳になったロータリー・クラブは、6月30日にロータリー・クラブが最終的に結ぶ。ロータリー・クラブは、ロータリー・クラブの適正な資格を有する会員の中から選挙されるべきであり、選挙は、毎年3月1日までに行われる。選挙方法は、地元の習慣と手続に反しない方法によって行われなければならない。

目標

1. 専門的職業技術および指導能力を開発すること。
2. 個人の価値を認める考え方に立脚して、他人の権利を尊重する観念を養い、あらゆる有用な職業の道徳的水準および品位を保持し推進すること。
3. 若い人々に地域社会をはじめ世界各地のニーズと懸念事項を提起する機会を提供すること。
4. 提唱ロータリー・クラブと協力して活動にあたる機会を提供すること。
5. ロータリーにおける将来の会員となるよう若い人々の意欲を高めること。

年齢18歳から30歳までのR財団奨学生は、全米、外国入国申請中、ロータリー・クラブのゲスト会員となる資格を有するものと認められる。会員組織の継続性を確保するため、ロータリー・クラブは、できる限り、年齢層のバランスを保つべきである。各ロータリー・クラブは、会長、直前会長、副会長、幹事、会計およびクラブが定めたその他の理事をもって構成される理事会による管理される。上記の人はすべて、クラブの適正な資格を有する会員の中から選挙されるべきであり、選挙は、毎年3月1日までに行われる。選挙方法は、地元の習慣と手続に反しない方法によって行われなければならない。

い。ただし、選挙に当たってはかかる場合も、適正な資格を有する出席会員の単純多数以上のもを必要とすべきではない。

どのロータリー・クラブにも、その名称の後に「(名称)ロータリー・クラブ提唱」という文言を付することが強く奨励されている。地区ロータリー・クラブ委員長および地区代表は、ロータリー・クラブが提唱ロータリー・クラブと協力的な関係を築き、提唱ロータリー・クラブ会員と積極的に個人的なつながりを築くよう援助すべきである。

ロータリー・クラブは提唱ロータリー・クラブやR-1の一部または合法的加盟クラブと考えてはならない。ロータリー・クラブとして知られるロータリー・クラブ会員は「ジュニア・ロータリー」と呼ばれたり、みなざれたりしないものであり、ロータリー徽章を使用したり着用したりしてはならない。

青少年交換

年齢15歳から19歳までの青少年に母国以外の国を訪問したり、そこに留学したりする機会を提供するR-1常設プログラムである。長期交換プログラムは、学生に1学年度海外に留学する機会を与え、一方、短期交換プログラムは、学生に最低数週間の外国訪問の機会を与える。全ての学生は地元で

申請を行い、地元地域社会のロータリー・クラブの支援を受けなければならぬ。交換青少年の両親または法定後見人は、健康保険、傷害保険および責任保険を提供し、受入地区への往復旅費を負担するよう期待されている。ホストファミリーは交換青少年に部屋と食事を提供し、受入地区は教育費の全額に加えて、長期交換の場合は、小額の小遣いも提供するよう期待されている。交換は派遣地区と受入地区の同意の下に組織され、互恵的であることが期待される。理事会は、クラブと地区が青少年交換活動の実施するのを援助する推奨指針を定めた。

全てのクラブ、地区、多地区合同青少年交換プログラムは、プログラム参加者をめぐる肉体的、性的、精神的な虐待の疑惑問題を防止したり、あるいは適切に対応するために、危機管理活動を強化することが奨励されている。その上、クラブと地区が青少年交換活動を実施する前に、責任保険加入に関する助言も含め、責任問題について法律顧問に相談するよう強く奨励されている。

青少年交換の地区認定

事務総長は、青少年交換のための地区認定プログラムを維持する。認定手続きは、全地区の青少年交換プログラムが、長期と短期の両プログラムにおいて、青少年保護

学生の支援、その他に関する指針を採用しているという証拠を国際ロータリーに提出することを義務づけている。青少年交換プログラムに参加するためには、クラブと地区の全青少年交換プログラムは、R-1の性的虐待およびハラスメント防止に関する方針、およびその他の要件を遵守しなければならない。地元の事情または法律により地区が指針の一部に従うことができない場合には、事務総長に書面にてその旨通知し、認定が考慮されるために、これらの指針の意図を保つ代替の手続きを定めなければならない。認定を受けた地区のみが青少年交換プログラムに参加できる。認定をつけていない地区と交換を行う地区は、自らの地区の認定身分をも危うくすることに

多地区合同青少年交換プログラム

各ガバナーは、青少年交換プログラムを統括しながら、地区内の青少年交換活動の推進に全力を尽くすよう要請されている。2地区以上のクラブが合同で交換活動またはプログラムを実施することを望む場合があるのを認識されており、R-1理事会は、各関与地区のガバナーが該当する規定を満たしていることを条件に、このような多地区合同グループを認め、反対するものではない。

青少年交換における

ロータリー・クラブの関与

ロータリー・クラブは、地区の青少年交換プログラムの枠を超えて、青少年学生を派遣または受け入れてはならないものとする。海外渡航を含む活動においては、ロータリー・クラブは、海外旅行のあらゆる面にわたって慎重な計画を立てられない限り、青少年の海外派遣を援助したり、これを協力したりしてはならない。いずれのロータリー・クラブも、たとえ他国の青少年がロータリー・クラブの後援の下に旅行していることを証明または主張したといえども、事前に当該青少年を援助しない歓待することをはっきりと承諾していない限り、そうした青少年を援助あるいは歓待する義務はない。援助を与える場合にしても、どのように援助するかを決定するのはロータリー・クラブ側である。

「青少年交換要覧」より抜粋

受入青少年交換学生挨拶

アクセル・シビティネン



こんにちは皆さん。お久しぶりです。皆さんお元気ですか？

今僕は、ここ日本で2か月たちました。僕は皆さんの友達ができました。それとたくさん新しい体験をしました。

例えば、僕もつ一人留学生が、名古屋の動物園に行きました。それは本当に楽しかったです。

学校では僕は今、中学校の剣道部に入っています。剣道は難しい、でも、とってもおもしろいです。留学生の皆へ、大須・栄に行ってください。みんなで、とっても楽しかったです。

それと、先週僕はYMCAのチャリティーランを走りました。僕のチームが21番でした。

豊田高専の文化祭へ、僕もつ一人留学生が行きました。それも本当に楽しかったです。

今週の月曜に、僕とまた3人の留学生が、ワールドフードフェスタ・栄に行きました。それは本当におもしろかったです。

最後に、あさって僕はホストチエンジをします。それはちょっと悲しい。でも、たぶんおもしろいです。この2か月、渡辺さんのお寺は本当に楽しかったです。

僕は、日本語の勉強を頑張ります。よろしくお願います。

*原文はローマ字
(11月7日例会)

派遣青少年交換学生 報告

青少年交換学生 林 拓弥

こんにちは、フィンランドの林拓弥です。11月7日にヘルシンキ市長のユッシ・パイユネンさんにお会いしてきました。

20分ほど時間を頂き、日本で預かった手紙を渡してきました。

「フィンランドは慣れた？」「学校はどう？」などの質問に受け答えしたりしていました。話を聞くと、フランスの学校出身という事や、市長さん自身もホストとして留学生をお世話していることなどが分かりました。

手紙については返事を書きますとおっしゃっていました。



広報委員会

小澤 幸男・青木 靖高
飯田 昭夫・杉浦 令淑

*本文は、原則、頂いた原稿を転載しています。